

(第一類 第十六号)

第一回國会 財政及び金融委員会議録第四十九号

(八九二)

昭和二十二年十一月七日(日曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長代理

中崎 敏君

理事

島田 普作君

理事

梅林 時雄君

理事

早稻田 桂吉君

理事

堀田十郎君

理事

吉川 久留君

川合 彰武君

川島 金次君

河井 榮藏君

佐藤源次郎君

田中織之進君

西村 繁君

大作君

松尾 トシ君

後藤 悅治君

松田 正一君

青木 孝義君

泉山 三六君

島村 一郎君

苦米地英俊君

宮幡 靖君

井出一太郎君

内藤 友明君

石原 登君

出席國務大臣

山田 久就君

出席政府委員

大蔵大臣 畠橋 越夫君

大蔵事務官

今井 一男君

大蔵事務官

小坂喜太郎君

大蔵事務官

福田 越夫君

大蔵事務官

永井幸太郎君

大蔵事務官

愛知 摂一君

大蔵事務官

村岡 信勝君

委員外の出席者

専門調査員 圓地與四松君

専門調査員

氏家 武君

五七號)

臨時金利調整法案(内閣提出)(第一

十二月六日

臨時金利調整法案(内閣提出)(第一

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件
特別都市計画法第四條の規定による
國庫補助を國債證券の交付により行
う等の法律案(内閣提出)(第一三五
號)
労働基準法の施行に伴う政府職員に
係る給與の應急措置に關する法律案
(内閣提出)(第一四二號)
金融機關再建整備法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)(第一四五號)
舊日本銀行券の未回収發行高に相當
する金額の一部を國庫に納付するに
伴う日本銀行への交付金に關する法
律案(内閣提出)(第一五〇號)
貿易資金特別會計法を改正する法律
案(内閣提出)(第一五四號)
大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事
業特別會計、通信事業特別會計並び
に簡易生命保險及郵便年金特別會計
の保険勘定及び年金勘定の昭和二十
二年度における歲入不足補填のため
の一般會計からする繰入金に關する
法律案(内閣提出)(第一五五號)
臨時金利調整法案(内閣提出)(第一
五七號)

○中崎委員長代理 これより會議を開
きます。
舊日本銀行券の末回収發行高に相當
する金額の一部を國庫に納付するに伴
う日本銀行への交付金に關する法律
案(内閣提出)(第一五五號)を議題といたし
ます。まず政府の説明を求めます。
栗橋大蔵大臣。

舊日本銀行券の未回収發行高に相當
する金額の一部を國庫に納付するに
伴う日本銀行への交付金に關する法
律案(内閣提出)(第一五〇號)
貿易資金特別會計法を改正する法律
案(内閣提出)(第一五四號)
大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事
業特別會計、通信事業特別會計並び
に簡易生命保險及郵便年金特別會計
の保険勘定及び年金勘定の昭和二十
二年度における歲入不足補填のため
の一般會計からする繰入金に關する
法律案(内閣提出)(第一五五號)
臨時金利調整法案(内閣提出)(第一
五七號)

この法律は、昭和二十三年一月一
日から、これを施行する。

臨時金利調整法案

第一條 この法律において、金融機
関とは、銀行、信託會社、保險會
社、無盡會社、農林中央金庫、商
工組合中央金庫、恩給金庫、庶民
金庫、地方農業會、漁業會、市街
地信用組合その他貯金の受入又は
資金の融通を業とするものとい
う。

この法律において、金融機
関とは、銀行、信託會社、保險會
社、無盡會社、農林中央金庫、商
工組合中央金庫、恩給金庫、庶民
金庫、地方農業會、漁業會、市街
地信用組合その他貯金の受入又は
資金の融通を業とするものとい
う。

この法律において、金利とは、
全國各地における金融機關の實際
に相當する金額の一部を國庫に
納付するに伴う日本銀行への交
換に關する法律案

日本銀行が、日本銀行券預入令第
五條第三項の規定に基き、大蔵大臣
行券預入令第一條に規定する日本銀
行券をいら。以下同じ。)の發行高
に相當するところにより、昭和二十一
年三月三十一日現在の舊券(日本銀
行券預入令第一條に規定する日本銀
行券をいら。以下同じ。)の發行高
に相當するところにより、同行が同令第二
條第二項の規定により昭和二十一年
四月一日以後舊券で預入を受けた金
額が、昭和二十一年三月三十一日現
在の舊券の發行高に相當する金額か
ら國庫に納付した金額を控除した金
額を超えるときは、政府は、命令の
定めるところにより、その超過額に
相當する金額を日本銀行に交付しな
ければならない。

第二條 大蔵大臣は、當分の間、經
濟一般の情況に照し必要があると
認めるときは、日本銀行總裁をし
て、金融機關の金利の最高限度を
定めさせることができる。但し、
金融機關の金利の最高限度が、他
の法律に基き定められ得る場合
は、この限りでない。

大蔵大臣は、經濟一般の情況に
照し必要があると認めるとときは、
日本銀行總裁をして、前項の規定
により日本銀行總裁が決定した金
利の最高限度を變更又は廢止させ
ることができる。變更させたもの
についても、また同様とする。

前二項の規定により、日本銀行
總裁が、金利の最高限度を定め、
變更し、又は廢止しようとする場
合には、金利調整委員會(以下委
員會といふ)に諮問しなければ
ならない。

大蔵大臣は、第一項又は第二項
の規定により、日本銀行總裁をし
て金利の最高限度を定め、變更

し、又は廢止させたときは、直ち
に、その旨を公告しなければなら
ない。

第三條 日本銀行總裁は、前條第一
項又は第二項の規定により金融機
關の金利の最高限度を定める場合
においては、金融機關別に、又、
地域別に、これを定めることがで
きる。

第四條 この法律により定められる
金融機關の金利の最高限度は、常
に、一般金融市場の情況に相應す
るようなものでなければならな
い。

第五條 この法律により金融機關の
金利の最高限度が定められたとき
は、當該金融機關は、當該金利に
ついては、その最高限度を超え
て、これを契約し、支拂い、又は
受領してはならない。その最高限
度以下で、これを契約し、支拂
い、又は受領することは、全く自
由である。

第六條 委員會は、大蔵大臣の所轄
に屬し、日本銀行總裁の諮詢に應
じ、諮詢された事項につき、調査
審議し、その結果を日本銀行總裁
に答申する。

第七條 委員會は、金融機關の金利に關
し、大蔵大臣又は日本銀行總裁
に、隨時意見を具申することがで
きる。

第七條 委員會は、委員十五人を以
て、これを組織する。

委員のうちの一人を委員長とす
る。委員長は、委員の互選により、
これを定める。

ふうにお考へ願いたいと思ひます。

○塚田委員 帳簿價格といふことであつたのでありますけれども、もし帳簿價格といふことになると、これはおそらく今日のような情勢では、非常に安いものがあるだらうと考へるのであります。また公定のあるものは公定に直すといふことになりますが、その公定に直された場合にも、現在の實際の市中に行われている値段とは、相當大きな開きがあると考へます。もちろん政府の立場として、市中のやみ價格を基準にされることもできないと思うのでありますけれども、國家の收入の非常に不足な際は、もう少しそういうものに何らか理由のつく範囲では適當な評價をされて、なるべく高く貸付けてやるということの方がいいのであります。ないかと考へられるのであります。が、それと、なおその問題に關連して、こういうものによつて得られる收入がどれくらいの額定されているかもしれがおわかりであつたら、お聽かせ願いたいと思います。

○石原政府委員 大體この法律は先ほど申したように、現在行われておりまど申したようなものであります。政務次官からの提案理由の御説明にもあつたように、財政法第九條の關係からいたしまして、法律化することが必要である。その意味においてこれを出しているのでございまして、實際の運用の點については、今塚田委員がおつしやいます通り、できる限り收入の増加をはかることをやつていて。と申しますのは、この法律に限定せられておりますのは少いのですが、一般の収入において、大體昭和二十二

年度に比べて、二十一年度においては二倍ないし三倍、場合によると五倍くらいに、そいつた料金なり、あるいは價格なりを引上げてあります。まことに直された場合の問題があるのであります。

○塚田委員 ついで、その問題が、實際の貸付料のごときは非常に微々たるものであります。数字として特に申し上げるほどの數字ではないのであります。

○塚田委員 次に、特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行う等の法律案について、質問いたしたいと思います。それは戦争中強制疎開で家をとられたもの

の敷地があるわけですが、こういふものの處分はどういうことで、質問いたしたいと思ひます。それが、その後都市計画か何かによつて制限を受けずに、自由に民間において使

用のできるものはいいのですが、そういふことのできないものがある。そういうものの處置は今までどうされておつたか。また今後どういふに處分されるのか。それから、そういう土地をもし國家において買上げられる

といふような場合の評價はどうされるか、そういう點についてひとつお尋ねいたしたいと思います。

○福田政府委員 お答えいたします。預金部におきましては、その運用資産としていかぬと思ふのですが、どうぞお聞きいたいと思います。

○塚田委員 お答えいたします。預金部におきましては、その運用資産の大部が國債であります。しかもこの國債を戦時中多額に保有した結果、三分半といふ非常に低いものでやつております。そうして非常に赤字が出でまつておるのでありまして、その額が本年度といたしましては十六、七億円といふ非常に低いものであります。それでは、一般會計からもらえばいいのであります

が、一般會計においてもなかなか窮屈になります。その時期いかんといふことではあります。その時期いかんといふことになりますが、これは通貨の安定、貿易の状況といふことになります。五年とか十年とかの日子を要するといふように考

えます。しかしながらだいまの特別會計のあり方といたしまして、一般會計から借りつけなし、そういうことであります。しかしながら財政問題といたしては、各特別會計は、それと獨立採算制をとりたいといふ考え方をもつてお

ります。がどういうふうになるかといふ問題であります。預金部の独立採算制をとりたいといふ考え方をもつておるのと、それが、今後預金部預金といふものが相當殖えまして——この預金部

ります。

○塚田委員 特別會計はたくさんあるが、他の特別會計はいかがですか。

○福岡政府委員 預金部以外につきまが、この法律案によつてそれべく一般會計から繰入れをしていかなければならぬということは、やむを得ないことがあります。

○塚田委員 それで、明年度より独立採算制といたして、その際にも、それを確立したましても、平均七割の料金の値上げをすれば、明年度以降において独立採算制が立てられる。しかもその際に

おいては既存の今まで發行いたしました公債、それから一般會計から繰入れた金額、これを相當短期間に償還し、または繰戻すといふことが実行し得る

ことを考へておるのであります。鐵道

や通信のような多少企業に類似した會計においては、今おつしやる通り今後の働きによつて過去の負債を返すといふことはもつともあります。が、預金部特別會計や、たゞいまの御説明にはなかつたのであります。が、簡易生命保険、郵便年金特別會計の方は、これは過去の赤字を將來の收入でカバーするということは、事業の性質上どうかと考へる。過去に生じたものは、必ず独立して、その特別會計が採算がとれるようにならなければならぬといふことはもちろんのであります。けれども、預金部や簡易生命保険や郵便年金の特別會計といふものは、将來のそういう原因を生じさせた預金者なり保険契約者なりがその利益を受くべきもので、時期の點において將來の利益で過剰の缺損を埋めるといふことは、これはちよつと理窟に合わぬよう思ひます。むしろこういう特殊の會計は、何か別個の方法で尻をぬぐつてしまつて、將來利益を生じたものは、それの人たちに、利益を得させるといふことです。

○福田政府委員 ただいまの御説、まことにごつともな點があるのであります。

が、しかしながら独立採算制をやつしていくといふ根本方針を立てた以上、たゞいま独立採算制がとれない過

渡期におきまして、これを處理する方

法といたして、一般會計から借入れを

する金額をそのまま不間に付するといふことになりますと、なかくこれは

獨立採算制自體が成立しないといふことを考へるのであります。御説の點まことにごつともな點があるのであります。

が、独立採算制といふ方針を立てた以上、これをぜひやつてもらい

ます。が、独立採算制といふ方針を立てたそのときから、独立採算制

であるというふうに觀念いたしておる

のであります。實際問題といたしまして、もしかりに、独立採算制の實現方針を立てたそのときから、独立採算制

が数年間を要するその間、いつも繰入を考えておるわけであります。

○塚田委員 私が特にそういう感じを強くもしますのは、簡易生命保険及び郵便年金の特別會計においてそなな

であります。が、どうも政府がやります保険なり、年金なりは非常に掛金が高い。殊に健康保険などの場合において

は、昨年度の決算委員會において政府の説明を受けたときなども感じたのであります。が、相當に剩餘金を生じてお

る。が、ああいうものは、非常に料率を低くするなり何なりして、當然その時

代に保険契約をしておる、もしくは年

余金を生じないようにもつと料率を高過ぎて集まらぬといふことはまた

困るのであります。場合によりまして

多少高目な料金である場合もありますが、さようなものにつきましては、國家

の信用であるとか、あるいは各種の便益等も考慮いたしまして、大陸政府にそれが適正に集中し得るといふな

いふに考えておるわけであります。

○中崎委員長代理 川合君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中崎委員長代理 御異議なしと認めましてさようないいたします。

〔總員起立〕

以上の各法律案は可決されました。

それでは暫時休憩いたします。

午後二時二十六分休憩

おきましては経費には非常に氣をつけまして、運営の合理化には十分考慮

しなければならぬと思うのであります。

○中崎委員長代理 休憩前に引續き會

議を開きます。これより臨時金利調整案、貿易資金特別會計法を改正する

法律案を一括議題といたしまして、ます

○中崎委員長代理 政府委員に對する質疑はこれで打切ります。次に特別都

市計畫法第四條の規定による國庫補助

を國債證券の交付により行う等の法律

案、労働基準法に伴う政府職員に係る

給與の懲罰措置に關する法律案、金融機關再建築補助法の一部を改正する法律

案、舊日本銀行券の未回収變行高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律

案、物品の無償貸付及び譲與等に關する法律案、大藏省預金部特別會計、國

有鐵道事業特別會計、通信事業特別會

計並びに簡易生命保険及郵便年金特別

會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二

十二年度における歲入不足補填のため

の一般會計からする繰入金に關する法律案、以上一括して議題といたしまし

て、討論採決に移りたいと思います。

○川合委員 討論を省略してただちに採決あらんことを望みます。

○中崎委員長代理 川合君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中崎委員長代理 御異議なしと認めましてさようないいたします。

〔總員起立〕

以上の各法律案は可決されました。

それでは暫時休憩いたします。

午後二時三十一分開議

は將來といふどもあり得るわけであります。

ますから、その本則はそのままにいたしまして、暫定的にそういうような外貨を通じて損益の計算が、事實上不可能であるという状況に處します。

いふことが大體の骨子であります。それはどうしたことであるかと申します。

上げますと、一應外貨の受取、支拂をあらまして損益の計算をいたすと

いふことが大體の骨子であります。

そこはどのように申しますかと申します。

上記の問題は圓資金の收支をあらまして損益の計算をいたすと申します。

○村岡政府委員 それでは私から、た

だいまのお尋ねについて簡単に御説明申し上げます。この間申し上げました

資料に、貿易資金計画表と昭和二十二

年年度一般会計から貿易資金への補填金

概算額調べといふ二つの資料がありま

すが、貿易資金計画表はこの厚い方で

ざいます。本昭和二十一年四月か

ら、來年三月までの貿易資金の計画の

数字でございますが、先ほど大藏省側

の政府委員の御説明がありましたよう

に、この貿易資金の受拂いの最も大き

なもののは、輸出物資の買上げのための

支出、それから輸入物資の賣拂いによ

りまする代金の收入、それが收入支出

の大部分を占めるわけでありますと

その他若干こまかいものとして、たと

えば貿易外の送金に伴いますところの

圓の受拂い、あるいはホテルの經營に

伴います圓の支拂いといふようなもの

がござりますが、いずれにいたしまし

て、約五十五億といふ繰入金でもつ

て、この年度が経過できるという見透

しを立てるに至つたのでござります。

○堀田委員 臨時金利調整法案につい

て質疑をいたしました。本案の趣旨は今

りのきわめて概略の御説明を申し上げ

た次第であります。

○愛知政府委員 お答えいたします。

この法律案におきましては、ただいま

御指摘のような問題があると思うので

ござります。まず第一に金利一般の

別途追加豫算の方でお願いがしてある

のでござります。大體今年度の資金繰

りのきわめて概略の御説明を申し上げ

て、政府はどういうふうにお考えにな

つておるか。

○愛知政府委員 お答えいたします。

この法律案におきましては、ただいま

御指摘のような問題があると思うので

ござります。そこで補足的にこの立案の

趣旨と經過等を申し上げたいと思うの

であります。そこで補足的にこの立案の

趣旨と經過等を申し上げたいと思うの

であります。まず第一に金利一般の

別途追加豫算の方でお願いがしてある

のでござります。大體今年度の資金繰

りのきわめて概略の御説明を申し上げ

て、政府はどういうふうにお考えにな

つておるか。

○大藏大臣 お尋ねの御承知を願いたいと思

います。さうしてお尋ねの御承知を願いたい

ます。さうしてお尋ねの御承知を願いたい

ます。さうしてお尋ねの御承知を願いたい

ます。さうしてお尋ねの御承知を願いたい

ます。さうしてお尋ねの御承知を願いたい

ます。さうしてお尋ねの御承知を願いたい

ます。さうしてお尋ねの御承知を願いたい

ます。さうしてお尋ねの御承知を願いたい

なわけでございます。

○塚田委員 そういう場合は起らないかも知れないのであります。かりに大蔵大臣が金利に對しての責任を負うているということで、大蔵大臣が、日本の經濟の實勢からすればこの邊の金利でなければならぬと大體お考へになつてゐる點があるとする。また日本銀行總裁にも獨自のお考へがある。また金利調整委員會に詰つたら、調整委員會はまた別な考へをもつておつたといふ。どうなことになつたら、これはどうされるのであります。もちろん詰問機關ということであれば、意見が違つても聽くだけ聞いて、あとはこちの考へ通りやるということである。その邊の比重といふか、その三者の間の關係が妙なものになると私は思う。むしろいつのこと日銀總裁に全部任せてじまつて、日銀總裁がある機關に詰問して、それできめた大蔵大臣はそれでいくことでなれば、ほんとうに民主的ということにはならないと思いますが、その邊のお考へはどうですか。

○愛知政府委員 ただいまの點につきましては、實は率直に申しまして、私は大蔵大臣が金利に對しての責任を負ういるという点でございまして、やはり關係から申しまして不適當であろう、

大蔵大臣として責任をとるべきところ

け上中旬のうちにこれを支拂うよう

ははつきりいたしておきました。そして實際上その運用の衝にあたる者として日本銀行總裁にこれをお願いする、こういう考へ方にいたしました。また金利最終の責任は大蔵大臣にあるのが當然でございます。またそこがはつきりいたしております。またと、全部あげて日本銀行總裁に一年間の金利の状態はどういう見込みであります。まだこれに対する大蔵省の方針はどうであるか、この機會に明らかにしておきたいと考へています。

○愛知政府委員 實は歳末の金融状況につきましては、率直に申しますと、年未を控えまして越冬資金その他いろいろの要求があるのでござりますが、これらに對しましては、實は年末を控えまして越冬資金その他赤字金融等の問題につきましては、實は年末を控えまして越冬資金その他いろいろの要求があるのでござりますが、これらに對しましては、何とかして、いわゆる赤字金融といふことは考へているわけでございます。

○川合委員 貿易資金特別會計法を改正する法律案、臨時金利調整法案に關しましては、大體質疑終ったようではございませんから、討論を省略して至急採決していただきたいと思います。

○中崎委員長代理 川合君の提案に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中崎委員長代理 それでは兩案を一括して、討論を省略して採決に移ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○中崎委員長代理 起立總員、本案は可決決定いたしました。

○中崎委員長代理 この際大蔵次官より發言の申し出があります。これを許

します。

○小坂政府委員 この委員會を通じまして、その他の大口の資金の支拂等につきまして、故意にこれを迴延するというこ

とより、むしろ正常に支拂うべきものは月の半ばごろまでに出しまして、そ

の金が末梢に浸透し、あるいは金融機関に返るべきものは返つて、貸付に餘裕を残すというような方法を講じまし

て、ぎり／＼の年末には、かえつてあ

る程度の資金の環流が期待されるよう

にいたしたいと考へているわけであります。ただ申すまでもなく、いわゆる赤字金融等の問題につきましては、實

は年末を控えまして越冬資金その他いろいろの要求があるのでござりますが、これらに對しましては、何とかして、いわゆる赤字金融といふことは考へているわけでございます。

○川合委員 貿易資金特別會計法を改

正する法律案、臨時金利調整法案に關しましては、大體質疑終ったようではございませんから、討論を省略して至急採決していただきたいと思います。

○中崎委員長代理 川合君の提案に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中崎委員長代理 それでは兩案を一

括して、討論を省略して採決に移ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○中崎委員長代理 起立總員、本案は可決決定いたしました。

○中崎委員長代理 この際大蔵次官より發言の申し出があります。これを許

します。

○小坂政府委員 この委員會を通じまして、その他の大口の資金の支拂等につきまして、故意にこれを迴延するというこ

とより、むしろ正常に支拂うべきものは月の半ばごろまでに出しまして、そ

の金が末梢に浸透し、あるいは金融機関に返すべきものは返つて、貸付に餘裕を残すというような方法を講じまして、そこがはつきりいたしておません

とおり、皆様にも御了解願つておられます。そこで國民の所得について比較してみます。ただ申すまでもなく、いわゆる赤字金融等の問題につきましては、實は年末を控えまして越冬資金その他いろいろの要求があるのでござりますが、これらに對しましては、何とかして、いわゆる赤字金融といふことは考へているわけでございます。

○川合委員 貿易資金特別會計法を改

正する法律案、臨時金利調整法案に關しましては、大體質疑終ったようではございませんから、討論を省略して至急採決していただきたいと思います。

○中崎委員長代理 川合君の提案に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中崎委員長代理 それでは兩案を一

括して、討論を省略して採決に移ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○中崎委員長代理 起立總員、本案は可決決定いたしました。

○中崎委員長代理 この際大蔵次官より發言の申し出があります。これを許

が、このうち國民と直接關係があり、國民の負擔はなりまする部分は、租稅、印紙收入及び專賣益金であります

が、その合計は千八百十九億圓に達するのであります。それで、總額の八八%にあたつておるのであります。これを國民一人當りの所得について比較してみると、本年度の總人口を七千八百萬人といたしまして、これに對する一人當りの國民所得を出してみますと、すると、本年度の總人口を七千八百萬人といたしまして、これに對する一人當りの國民所得を出してみますと、

申上げまして、皆様にも御了解願つておきますが、できるだけこのうちに、われ／＼としての希望を表す機會を得て、全國民に實情を知つましても、いろ／＼と批判のある際でもつまして、全國民にわかりやすく説明の上、協力を要請するということです。たつておるのであります。これを國民一人といたしまして、これに對する一人當りの國民所得を出してみますと、

申上げまして、皆様にも御了解願つておきますが、この點につきまして、先般來の經濟白書というようなものにつきまして、いろ／＼と批判のある際でもつまして、このほど御承認の國の臺所展覽會であります。ただ申すまでもなく、いわゆる赤字金融等の問題につきましては、實は年末を控えまして越冬資金その他いろいろの要求があるのでござりますが、これらに對しましては、何とかして、いわゆる赤字金融といふことは考へているわけでございます。

○川合委員 貿易資金特別會計法を改

正する法律案、臨時金利調整法案に關しましては、大體質疑終ったようではございませんから、討論を省略して至急採決していただきたいと思います。

○中崎委員長代理 川合君の提案に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中崎委員長代理 それでは兩案を一

括して、討論を省略して採決に移ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○中崎委員長代理 起立總員、本案は可決決定いたしました。

○中崎委員長代理 この際大蔵次官より發言の申し出があります。これを許

ます。

○小坂政府委員 私どもの考へとしたことは、あからさまに、あまりむずかしい表現を用いないで、國民に周知徹底

せしめるというが、この財政の現状報告の題目であります。それにつきましては、千八百圓ベースの問題は特に取上げおりません。それによつて見る人の感覚はいろいろあります。それはその感覚を取上げてまた問題にすればよいのであります。この報告書が今御指摘の點について問題になることはないというふうに考えております。

○島田委員 ただいまの財政白書の問題ですが、政府が財政白書といらものを幾度御発表になつても御自由でござりますけれども、われわれ委員會としては、了承してくださいと申しましても、これは了承するかしないかは別問題でありますから、その點は明らかにしまらしたい。私どもは批判の自由をもちたいと思います。発表すること

は御勝手ですから、どうぞ発表していただきたいと思います。

○小坂政府委員 私どもいたしましては、こういふものを政府が発表するといふ事實について御了解を賜わつておけば結構でございます。別にこれを押しつけて皆さん方にこれを守れとか、そういうふうなあつかましいことは考えておりません。

○佐藤(觀)委員 非常に白書がはやり出して、どこでも出しておりますのでけれども、どうもただやりつけないで、締め括りがないというのが多いのですが、大蔵省で今回出される財政白書に対する措置はどういうことになりますか。

○小坂政府委員 御指摘の通りであります。われわれとしては、なるたけ國民にこの現状を知らしめることによって奮起を促したいというのが目的で

あります。差當りの措置といたしましては、これに伴います納税の完納運動としらものがすぐ次に行かなければなりません。それはその點は本委員会においてすでに取上げを願つております。その裏づけとしましてこれを出すわけであります。

○中嶋委員長代理 それではこれをもつて會議を終ります。

午後三時五分散會

○島田委員

ただいまの財政白書の問題ですが、政府が財政白書といらものを幾度御発表になつても御自由でござりますけれども、われわれ委員會としては、了承してくださいと申しましても、これは了承するかしないかは別問題でありますから、その點は明らかにしまらしたい。私どもは批判の自由をもちたいと思います。発表すること

は御勝手ですから、どうぞ発表していただきたいと思います。

○小坂政府委員 私どもいたしましては、こういふものを政府が発表するといふ事實について御了解を賜わつておけば結構でございます。別にこれを押しつけて皆さん方にこれを守れとか、

〔参考照〕

特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債證券の交付により行う等の法律案(内閣提出)

労動基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の凍結措置に関する法律案(内閣提出)

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

舊日本銀行券の未回収額行高に相當する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に關する法律案(内閣提出)

貿易資金特別會計法を改正する法律案(内閣提出)

物品の無償貸付及び譲與等に關する法律案(内閣提出)

大蔵省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保険及郵便年金特別會計の保険勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に關する法律案(内閣提出)

〔以上各案に對する報告書は都合により附録に掲載〕

臨時金利調整法案(内閣提出)

〔以上各案に對する報告書は都合により附録に掲載〕

昭和二十一年二月二十四日印刷

昭和二十一年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局